

能登川西小学校 いじめ防止基本方針

(発見・対応校内システム)

1 「いじめ問題」についての共通認識

- ①いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。
 - ・いじめはどの子どもにも起こり得るものである。
 - ・いじめはだれもが被害者にも加害者にも成り得るものである。
 - ・いじめは人権侵害である。憲法に保障されている生存権を脅かすのがいじめである。
 - ・いじめは犯罪である。人を傷つけ、人を死に追いやることもあるいじめは犯罪である
 - ・いじめられる方に問題があるなど、「いじめ」を正当化することはあり得ない。
 - ・見て見ぬふりはいじめに加担していることである。いじめ問題が起きていることを知っていたり、見ていたりしてそのままにしていることは、いじめを正当化していることであり、いじめていることと同等である。
- ②「いじめ問題の解決」のためには、早期発見・早期治療が大原則である。そのため、学校全体で、校内でいじめ発見のシステム（問診・触診・検査）を構築し、早期発見・早期治療に努める。
- ③「いじめがあるから悪いクラス」のではなく、「いじめを隠すからクラスがダメになっていくのである」という大前提で、担任ひとりに責任を押し付けるのではなく、学校全体で取り組む「温もりのあるシステム」を構築する。

2 いじめをとらえる視点

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛をかかっているもの

3 いじめ問題未然防止のための校内体制

(1) 予防的対応

①日常の教育活動で人権感覚を養わせる。

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など

②「いじめを絶対に許さない」ことを児童に浸透させるため、学活等での話を継続する。

③学校生活の基本（あいさつをする、時間を守る、人の話をきちんと聞く、責任を果たす）の指導を徹底し、学習規律を徹底する。

(2) 日常の対応

①児童が発する小さなサインを見逃さないために児童理解を促進する。児童が教員に情報を入れたり、相談したりすることができる信頼関係を築く。

【方法】

ア 休み時間等の児童観察

(ア) 子どもの中に入って一緒に遊びながら、人間関係を観察する。

(長期休業明けの第1週等)

(イ) 気になる児童が所属する遊びグループに教師も参加し、一緒に遊ぶ。

(ウ) 子どもたちが遊ぶ様子を、距離を置いて、人間関係を観察する。

(エ) 担任は、気になる結果を職員打ち合わせ、職員会等で報告し、共有する。

(オ) 入り授業担当者は、授業での様子、その他の場面での様子で気付いたことを日常的に担任に報告をし、情報共有する。

②情報を収集する。

【方法】

ア 生活アンケートの実施

いじめ防止対策推進法 第16条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(ア) アンケートを使用

(イ) これを全校で、あのね週間に合わせて実施する。

- ・実施日前に、生徒指導担当者は、全校分のアンケートを印刷・配布し、担任に実施する旨、連絡をする。
- ・児童には、「いじめ調査」とは言わずに、「生活アンケート」といって実施する。
- ・但し、1・2年生については、別途の内容のアンケートや口頭による調査とする。

(ウ) 「あのね週間」の実施方法

アンケート実施後、あのね週間という形で、担任がクラス全員に面談をする。
アンケートからわかった課題を、すみやかに解決する
具体的には次の様な方法で解決させる。
事情を確かめた後、「謝罪」「盗られた物があるのなら、返却させる」等。

いじめのレベルを5段階に分けて対応する。

レベル1	悪口を言われる。からかわれる。
レベル2	仲間はずれにされる。無視をされる（くさい、あっちへ行けなどの言葉を言われる）
レベル3	レベル2が、継続して行われている。叩く、蹴る、ボールを投げつける、足を掛ける、通せんぼをするなどの身体的苦痛を伴う行為が行われる。
レベル4	いじめが原因で不登校になる。保護者、または、本人がいじめを苦に転校を検討し始める。
レベル5	死を口にしたり、自傷行為をしたりする。

いじめは、集団であれば、必ず起きるもの、いじめの芽は毎日出ているという認識が大切である。
いじめの芽をレベル1、レベル2の段階で、必ず摘む努力をする。

(3) 児童情報の共有

①児童情報の共有の機会

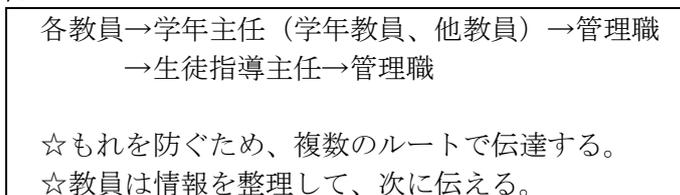
- (ア) 情報が入った時点で迅速な情報伝達（当該教諭→管理職・生徒指導主任）
 - (イ) 学年における情報共有第一報
 - (ウ) 教育相談部における情報共有
 - (エ) 職員会議における情報共有
- 留意点 第一報だけでなく、指導の経過報告を行う。

4 「いじめ問題」を認知した場合の対応

(1) いじめが発見された場合には、担任は、学年主任・生徒指導主任・管理職に必ず報告する。
状況を迅速に把握し、確実に報告する。

5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのようにしたのか）の報告

●情報の流れ



●まず第一報、すぐに報告書作成。

(2) 生徒指導

●「生徒指導委員会」を開き、方針を立てる。

校長が必要と判断したメンバー（管理職、学年主任、担任教諭、養護教諭など）が集まり迅速に指導計画を立てて、指導を進める。

「生徒指導委員会」は、校長が、いじめが解決したと判断するまで、定期的にかれる。

☆レベル3に達した状態であれば、教育委員会に報告し、委員会の指示を仰ぎながら、対策を考え対応する。

☆レベル4、レベル5になった状態であれば、学校の教師だけでは対応できないと思われる。教育委員会、各専門機関や警察と連携した対応が必要になる。

●複数教員での対応を原則とする。「自分」だけという状況にならないようにする。

●指導の進行により、適宜修正し、適切な指導を進める。

●指導報告を作成し、報告する。

①いじめられている児童への対応

●学級担任及び管理職から、被害児童の保護者に連絡し、事情と今後の指導方針について十分説明し、了解を得る。

●被害児童には、いじめ行為をなくすこと、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、当該児童の安全確保に努める。

●当該児童の心のケアを行う。

人間関係を構築している関係教員、担任と当該児童との関係に配慮しながら、組織的に対応していく。

ア 学校を場とする内容

a 担任教員や関係教員との面談（適宜）

b 学年、他学年、養護教諭、教務主任、教頭、校長による対応
（場所としては、和室、保健室、教室、校長室など）

イ 家庭訪問による相談

学級担任、関係教員他

ウ 関係機関との連携

スクールソーシャルワーカーとの連携

保護者、当該児童のカウンセリング

当該訪問による教員への対応助言

②いじめている児童への対応

●いじめの非に気付かせ、いじめられた児童への謝罪の気持ちを熟成させる。

●保護者へ学校の指導方法等について十分説明し、家庭の理解、協力を得る。

●丁寧に個別指導を行い、当事者を交えて話し合い、いじめられた児童本人と保護者の了解を得て、保護者も交え、いじめられた児童に謝罪する会を設ける。

いじめている児童は、相手に対し、いじめに関する自分の気持ちを自分の言葉で話すように指導する。

●いじめた児童に対しても心のケアを行う。

方法については、いじめられた児童の場合に準ずる。

●家庭環境の把握と心理的な支援（関係諸機関との連携を含む。）

●再発防止に向けた継続的な指導

③他児童への対応

いじめ問題再発防止のために、いじめられた本人と保護者の了解が得られたら、学級、学年全体への指導を行う。

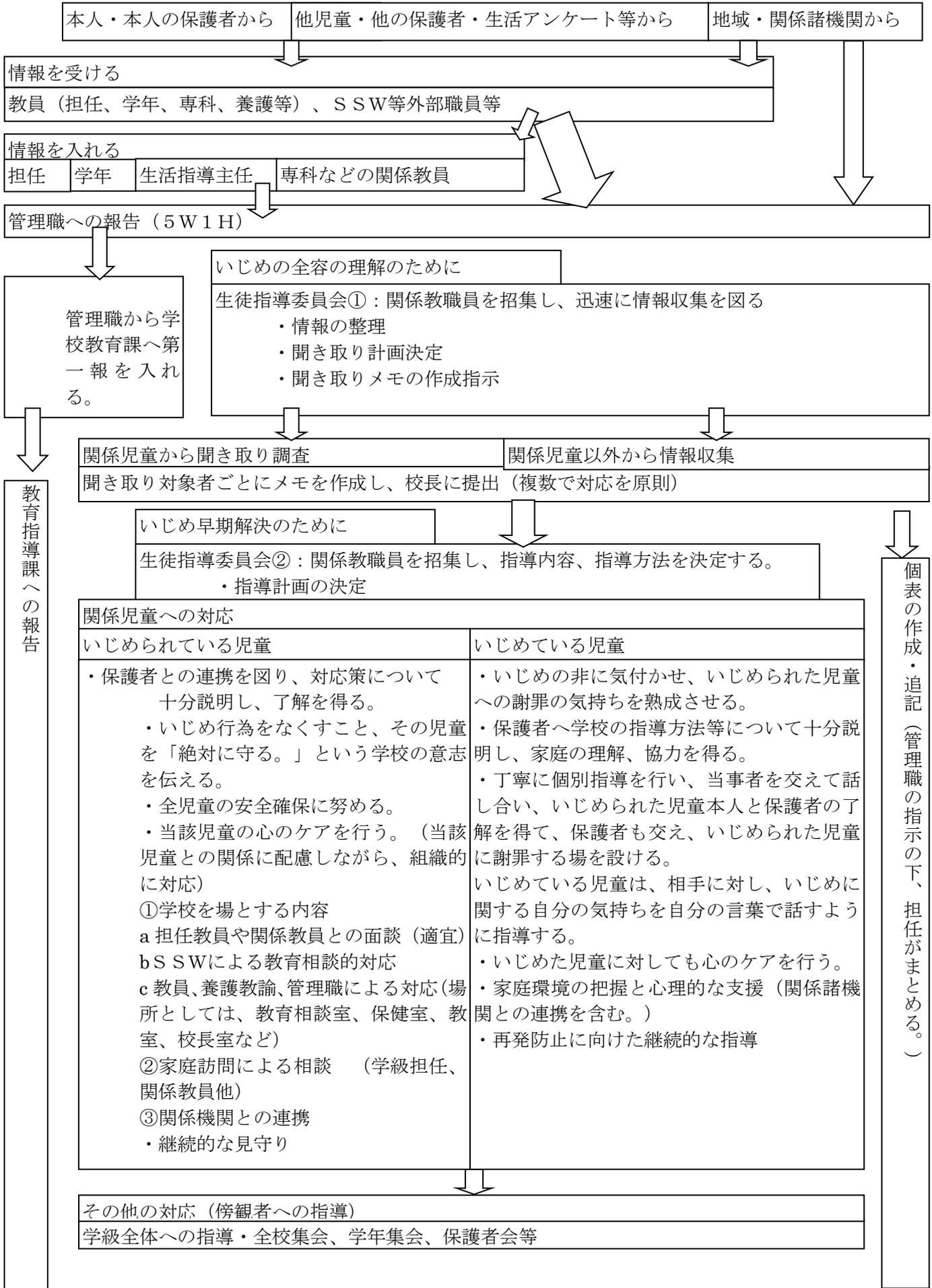
④解決についての対応

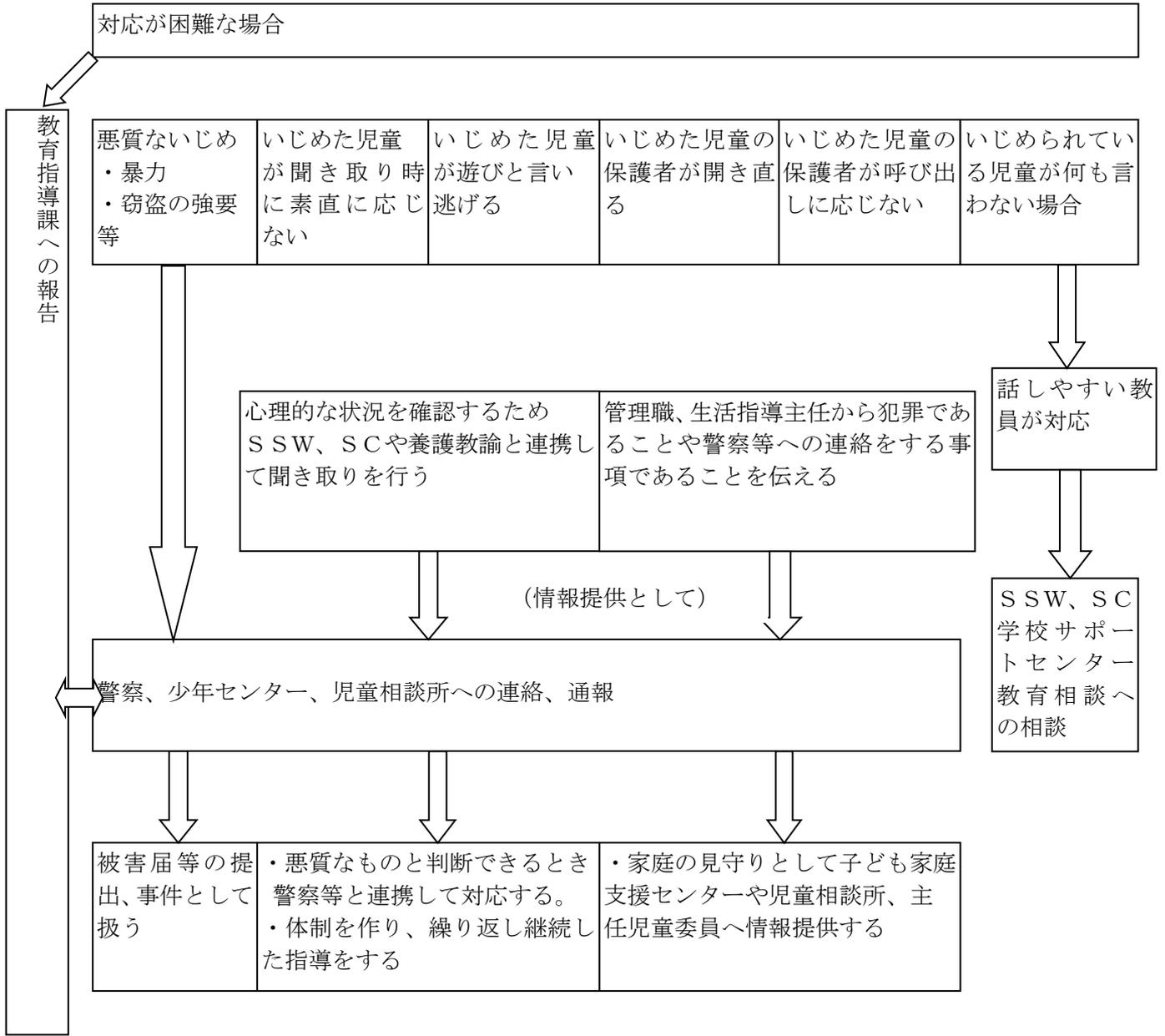
○いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上なくなっていることを確認する。

○被害者が心身の苦痛を感じていないことを確認する。

上記2点を組織で確認する。

「いじめ問題」を認知した場合の基本的な対応





☆教育相談体制を整備し、いじめの認知のため、また、児童がいつでも相談できるための体制作りや見直し、充実を図っていく。

☆最終確認・解決

- いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上なくなっていることを確認する。
 - 被害者が心身の苦痛を感じていないことを確認する。
- 上記2点を組織で確認する。